

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施 (四件)……………一
- ………(生活文化局計量検定所検査課)……………一
- 基本測量の終了 (三件)……………二
- ………(都市整備局都市基盤部調整課)……………二
- 公共測量の終了 (六件)……………三
- ………(同)……………三
- 建築基準法による意見の聴取……………四
- ………(都市整備局市街地建築部調整課)……………四
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止……………四
- ………(福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)……………四
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定……………五
- ………(同)……………五
- 農用地利用配分計画の縦覧……………六
- ………(産業労働局農林水産部農業振興課)……………六
- 古物営業法による営業許可の取消し……………七
- ………(同)……………七
- 地方公営企業等の労働関係に関する法律による労働組合について、職員のうち労働組合法に規定する者の範囲 (三件)……………七

公 告

告 示

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………一
- ………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………一
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)……………二
- 市街地再開発組合の理事長の変更……………(同)……………二
- ………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………二
- 開発行為に関する工事完了……………三
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………三
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………三

●東京都告示第千二百二十九号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年六月十五日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

- 一 検査地域 東大和市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十八年七月十九日から同年八月四日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 (一) 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の

所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(一) のほか、東京都計量検定所 (江東区新砂三丁目三番四十一号) において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第千百三十号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年六月十五日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

- 一 検査地域 小笠原村
- 二 検査対象 非自動はかり (分銅及びおもりを含む。)
- 三 検査期日 平成二十八年七月二十五日から同月二十八日まで
- 四 検査場所 (一) 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。
- (二) のほか、東京都計量検定所 (江東区新砂三丁目三番四十一号) において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
 検査機関
 の名称

●東京都告示第千三百三十一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定期検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年六月十五日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

- 一 検査地域 武蔵村山市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十八年七月十五日から同月二十八日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所
- 五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
 検査機関
 の名称

●東京都告示第千三百三十二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び

第二十条第一項並びに特定計量器検定期検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年六月十五日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

- 一 検査地域 西東京市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十八年七月二十七日から同年八月三十日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所
- 五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
 検査機関
 の名称

●東京都告示第千三百三十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次のように測量を終了した旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年六月十五日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(電子基準点現地調査)
- 三 測量の区域 八丈町及び青ヶ島村各地内
- 四 測量の期間 平成二十七年七月一日から平成二十八年二月二十六日まで

●東京都告示第千三百三十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次のように測量を終了した旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年六月十五日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(防災対策地域水準測量及び地盤沈下関連水準測量)
- 三 測量の区域 千代田区、中央区、港区、品川区及び大田区各地内(防災対策地域水準測量)
 千代田区、文京区、豊島区及び板橋区各地内(地盤沈下関連水準測量)
- 四 測量の期間 平成二十七年八月十日から平成二十八年二月二十六日まで

●東京都告示第千三百三十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次のように測量を終了した旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年六月十五日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(基本重力測量)
- 三 測量の区域 品川区及び大田区各地内
- 四 測量の期間 平成二十七年六月十五日から平成二十八年二月二十八日まで

●東京都告示第千三百三十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都土木技術支援・人材育成センター所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年六月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(水準測量)
- 三 測量の区域 三宅村地内
- 四 測量の期間 平成二十七年九月二十四日から平成二十八年一月二十九日まで

●東京都告示第千三百三十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部本部長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年六月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 中野区弥生町三丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十七年六月三十日から平成二十八年二月二十九日まで

●東京都告示第千三百三十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、八王子市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年六月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 八王子市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影(撮影縮尺二万分の一及び八千分の一))
- 三 測量の区域 八王子市地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十二月一日から平成二十八年二月二十九日まで

●東京都告示第千三百三十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都第一市街地整備事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年六月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 東京都第一市街地整備事務所

- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 江戸川区西瑞江二丁目及び東瑞江二丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十七年八月一日から平成二十八年三月七日まで

●東京都告示第千四百十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、杉並区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年六月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 杉並区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点復旧測量)
- 三 測量の区域 杉並区地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十二月七日から平成二十八年三月九日まで

●東京都告示第千四百一十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、府中市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年六月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量(地籍調査)
- 三 測量の区域 府中市美好町二丁目地内

四 測量の期間 平成二十七年八月十七日から平成二十八年三月四日まで

●東京都告示第千四百四十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第三項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十八年六月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 公聴会を行う日時 平成二十八年六月二十三日(木曜日)午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十階二〇五会議室
新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先

東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当(東京都庁第二本庁舎三階)
新宿区西新宿二丁目八番一号
電話〇三(五三八八)三三二七

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 新宿区西新宿二丁目八番一号
所氏名 東京都
建築敷地 江戸川区臨海町六丁目二番一ほか
地域地区 第一種中高層住居専用地域、準防火地域、第一種高度地区

既存建築物の概要 申請の概要

工事種別 宿泊施設、水族館、増築
及び用途 庁舎、公衆便所、派出所、休憩所、物販店舗、飲食店、車路上屋

敷地面積 約七六九、九四八平方メートル 増減なし

建築面積 約二一、四七一平方メートル
約四、〇〇三平方メートル(合計約二五、四七三平方メートル)

延べ面積 約二八、四七一平方メートル
約一九、五五八平方メートル(合計約四八、〇二九平方メートル)

構造及び階数 鉄筋コンクリート造 鉄骨造
地上三階ほか 地上五階

高さ 三〇・七〇メートル 一八・六四メートル
適用条文 建築基準法第四十八条第三項ただし書

●東京都告示第千四百四十三号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)以下「法」という。)第二十一条の五の十九第二項の規定に基づく届出があつたので、法第二十一条の五の二十四及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第二百二十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年六月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 放課後等デイサービス

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ライトサズグループ	たいよう児童デイサービス小岩	江戸川区南小岩7-37-18 クレドハイツ小岩1階	平成28年2月29日
社会福祉法人嬉泉	児童デイサービスよるこび	世田谷区船橋1-30-9	平成28年3月31日
品川区	品川区立品川児童学園	品川区南品川3-7-7	同日
株式会社イーエックス	放課後等デイサービスWING日野駅前	日野市日野本町3-11-5 IMビル202号室	同日
株式会社嬉生	児童デイサービス・アニマートにしおぐ	荒川区西尾久4-27-5 アリエスハセガワ1階	同日

●東京都告示第千四百四十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を指定したので、法第二十一条の五の二十四及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第二百二十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年六月十五日

東京都知事 外 添 要 一

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援（児童発達支援センターでないもの）

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社アステージ	運動発達支援スタジオASUMO文京千石	文京区千石1-29-12 千石片岡ビル101	平成28年2月1日
株式会社IDSE	運動療育で生きる力を育む シエル 日野教室	日野市西平山2-11-21	同日
株式会社トリプル・エース	プレミア・ケア・ジュニア 三田店	港区三田2-9-5 みずほビル1階	平成28年3月1日
株式会社リレイト	こぼんはうすさくら 亀戸教室	江東区亀戸9-19-7 日商岩井亀戸マンションA2棟1階	同日
有限会社ライフケアー	こどもプラス1	北区田端新町3-34-1	同日
AHCグループ株式会社	テラス児童デイサービス高島平2号館	板橋区高島平7-18-18 高島平セントラルコート1階	同日
株式会社フォアグリーン	こいもステップ第2	江戸川区松島1-20-21 1階・2階	同日
スパークカンパニー株式会社	スパークスタジオ武蔵野	武蔵野市中町1-23-12 クレール武蔵野1階	同日
BCGヒューマン株式会社	ちやいくる児童デイサービス府中	府中市白糸台6-5-10	同日
きずな株式会社	脳を育てる運動療育センター ビースマイル 中神教室	昭島市朝日町1-4-3 SKビル2階B	同日

サービスの種類 放課後等デイサービス

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社アステージ	運動発達支援スタジオASUMO文京千石	文京区千石1-29-12 千石片岡ビル101	平成28年2月1日
. Connect株式会社	このこのリフ池上	大田区池上3-25-5 グリーンハルス1階	同日
一般社団法人風の翼	ウイングせたがや代田	世田谷区若林5-41-15 アーヴェイン世田谷201	同日
株式会社スリーベル	グローバー よつばのいえ	板橋区熊野町15-5	同日
株式会社ひらぎ	まつりかフラワー	足立区花畑4-23-8 グリーンパーク花畑IV101号室	同日
株式会社Earth	Earth Children	八王子市台町4-19-12	同日
株式会社IDSE	運動療育で生きる力を育む シエル 日野教室	日野市西平山2-11-21	同日
株式会社あおぞら	おもちゃ箱上水坂	小金井市桜町2-12-31	同日
特定非営利活動法人にこにこの会	ふくふく	調布市国領町5-74-1-103	同日
株式会社トリプル・エース	プレミア・ケア・ジュニア 三田店	港区三田2-9-5 みずほビル1階	平成28年3月1日
株式会社リレイト	こぼんはうすさくら 亀戸教室	江東区亀戸9-19-7 日商岩井亀戸マンションA2棟1階	同日

有限会社ライフケア	こどもプラス1	北区日幡新町3-34-1	同日
株式会社H・T・M	ハッピーテラス尾久教室	荒川区東尾久4-8-14 鈴木ビル1階	同日
株式会社ベル訪問介護ステーション	みつばちはうす	足立区六月3-3-5	同日
株式会社オン	放課後等デイサービス キッズパーク	葛飾区小菅4-10-6 下井ビル2階	同日
パイオマス・ジャパン株式会社	ハッピーテラス一之江教室	江戸川区一之江8-17-17 PRIMOND2階	同日
グローバルエリートアカデミー株式会社	GRIP キッズ 一之江校	江戸川区一之江7-30-6 カーサクレセール102号	同日
パイオマス・ジャパン株式会社	ハッピーテラス葛西教室	江戸川区中葛西3-16-17 パネリアアドビル2階	同日
株式会社メディカル・ワン・アップ	くすのき放課後等デイサービス葛西南	江戸川区南葛西3-24-4小林久商店貸事務所1階	同日
株式会社フォーグリーン	こいわステップ第2	江戸川区松島1-20-21 1階・2階	同日
株式会社オーカ	コラゾン平井	江戸川区平井4-8-14 高橋ビル1階	同日
特定非営利活動法人グリーンハート	「ツリーハウス」Like	国分寺市戸倉3-46-7	同日
有限会社G	きららトワイライト	町田市木曾西5-20-10	同日
スパークカンパニー株式会社	スパークスタジオ武蔵野	武蔵野市中町1-23-12 クレール武蔵野1階	同日
イニシアス株式会社	TAKUMI	三鷹市下連雀3-17-20 101号室	同日
特定非営利活動法人百々の木	リボン	府中市美好町3-57-16 1階	同日
BCGヒューマン株式会社	ちやいぐろ児童デイサービス府中	府中市白糸台6-5-10	同日
きずな株式会社	脳を育てる運動療育センター ビースマイル 中神教室	昭島市朝日町1-4-3 SKビル2階B	同日
株式会社Alpha-Laコーポレーション	遊び・運動療育・学びの場 発達支援教室 アルファラ聖蹟桜ヶ丘教室	多摩市一ノ宮2-19-27 太喜ビル第一1階	同日
株式会社LITALICO	Leaf駒沢教室	世田谷区野沢2-34-2 サンワイズ野沢2階	同日

●東京都告示第千四百四十五号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに東京都知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年六月十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を 受ける者	氏名又は名称	住 所	在 地	面積（平方 メートル）
	株式会社グリ ンデメテル	東京都新島村 字川原二百二 十三番地一	東京都新島村 字大原二百五 十一番ほか三 筆	五、三七八
賃借権の設定等を 受ける土地				

二 申請年月日

平成二十八年六月一日

三 縦覧場所

東京都産業労働局農林水産部農業振興課

四 縦覧期間

平成二十八年六月十五日から平成二十八年六月二十九日まで

五 意見書の提出先

東京都産業労働局農林水産部農業振興課

告示(公)

●東京都公安委員会告示第209号

次の者は、古物営業法(昭和24年法律第108号)第6条第2号の規定に該当するに至ったので、平成28年5月13日、古物営業の許可を取り消した。

おって、被処分者の所在が不明のため通達できないので、この告示をもって通達に代える。

平成28年6月15日

東京都公安委員会

委員長 渡邊 佳英

記

1 被処分者の所在地及び名称

豊島区池袋二丁目67番6-301号

東馬株式会社

(許可年月日 平成26年2月27日 許可番号 第305501406495号)

2 処分事由

古物営業法第4条各号(同条第7号を除く。)に掲げる者のいずれかに該当

3 その他

(1) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会(警視庁生活安全部生活安全総務課経由)に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1

年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

(2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません(なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

告示(労)

●東京都労働委員会告示第五号

地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第五条第二項の規定により、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条第一号に規定する者の範囲を認定したので、次のとおり告示する。

平成二十八年六月十五日

東京都労働委員会

一 地方公営企業の名 東京都水道局

二 労働組合の名称 (一) 全水道東京水道労働組合 (二) 東京水道労働組合

三 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

勤務箇所 規定する者

本局

次長及び技監

部長及び担当部長

課長、隊長及び担当課長

総務部総務課課長代理(秘書担当)、課長代理(秘書事務担当)、課長代理(調整担当)、課長代理(総務担当)、課長代理(文書担当)及び課長代理(法務担当)

総務部主計課課長代理(財務担当)、課長代理(経営管理担当)、課長代理(財務調査担当)、課長代理(改革推進担当)、課長代理(出資法人担当)、課長代理(予算担当)及び課長代理(予算調査担当) 総務部企画調整課課長代理(企画調整担当)

職員部人事課課長代理(管理担当)、課長代理(人事担当)、課長代理(人事調査担当)及び課長代理(給与担当) 職員部労務課課長代理(労務担当)及び課長代理(労務調査担当)

職員部監察指導課課長代理(服務指導総括担当)、課長代理(服務指導担当)、課長代理(業務指導総括担当)及び課長

代理 (業務指導担当)

多摩水道改革推進本部 本部長、部長、担当部長、課長及び担当課長

給水管理事務所 所長及び課長

給水事務所 所長

研修・開発センター 所長及び課長

水運用センター 所長及び課長

水質センター 所長及び課長

水源管理事務所 所長及び課長

取水管理事務所 所長

貯水池管理事務所 所長

支所 支所長及び課長

営業所 所長

浄水管理事務所 所長及び課長

浄水場 場長

建設事務所 所長及び課長

四 認定年月日 平成二十八年五月十日

●東京都労働委員会告示第六号

地方公営企業等の労働関係に関する法律 (昭和二十七年法律第二百八十九号) 第五条第二項の規定により、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法 (昭和二十四年法律第七十四号) 第二条第一号に規定する者の範囲を認定したので、次のとおり告示する。

平成二十八年六月十五日

東京都労働委員会

一 地方公営企業の名称 東京都交通局

二 労働組合の名称

東京交通労働組合

三 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

勤務箇所

労働組合法第二条第一号に規定する者

本局

次長及び技監

部長及び担当部長

課長及び担当課長

総務部総務課課長代理 (庶務担当)、課長代理 (文書担当) 及び課長代理 (秘書担当)

総務部企画調整課課長代理 (企画調整総括担当)

総務部経営管理課課長代理 (経営管理担当)

総務部財務課課長代理 (主計総括担当) 及び課長代理 (財務総括担当)

職員部人事課課長代理 (人事担当)、課長代理 (服務指導担当) 及び課長代理 (管理担当)

職員部労働課課長代理 (労務担当) 及び健康管理医

所長及び動力車操縦者養成所主任教師

研修所

電車営業所

総合指令所

駅務管区

乗務管理所

日暮里・舎人営業所

自動車営業所

車両検修場

電気総合管理所 所長

電気管理所 所長

発電事務所 所長

工務事務所 所長

地下鉄改良工事事務所 所長

保線管理所 所長

四 認定年月日 平成二十八年五月十日

●東京都労働委員会告示第七号

地方公営企業等の労働関係に関する法律 (昭和二十七年法律第二百八十九号) 第五条第二項の規定により、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法 (昭和二十四年法律第七十四号) 第二条第一号に規定する者の範囲を認定したので、次のとおり告示する。

平成二十八年六月十五日

東京都労働委員会

一 地方公営企業の名称 東京都下水道局

二 労働組合の名称

(一) 全水道東京水道労働組合

(二) 東京水道労働組合

三 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

勤務箇所

労働組合法第二条第一号に規定する者

本局

次長及び技監

部長及び担当部長

課長、担当課長及び専門課長

総務部総務課課長代理 (秘書担当)、課長代理 (秘書事務担当)、課長代理 (庶務担当)、

課長、担当課長及び専門課長

課長代理 (文書担当)、課長代理 (法務担当) 及び課長代理 (調整担当)
 総務部理財課課長代理 (財務担当)、課長代理 (財政調査担当)、課長代理 (予算担当)、課長代理 (経営管理担当) 及び課長代理 (監理団体担当)
 職員部人事課課長代理 (庶務担当)、課長代理 (人事担当)、課長代理 (人事制度担当) 及び課長代理 (服務指導担当)
 職員部労務課課長代理 (労務担当)

流域下水道本部 本部長、部長及び課長

流域下水道本部水再生センター センター長

下水道事務所 所長、副所長及び課長

水再生センター (森ヶ崎水再生センターを除く。) センター長

森ヶ崎水再生センター 所長及び次長

基幹施設再構築事務所 所長、副所長及び課長

四 認定年月日 平成二十八年五月十日

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に

関する規則 (平成十年東京都規則第二百四十三号) 第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。
 平成二十八年六月十五日
 東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日 平成二十八年四月八日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人生涯青春創生機構

三 代表者の氏名 坂本 洋

四 主たる事務所の所在地 東京都北区田端新町一丁目二十七番七号 八〇一

五 定款に記載された目的 この法人は、生きがいを求めている人にイベントやセミナー及び会報を通して提供し、心身ともに健康になることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日 平成二十八年四月八日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人生活サポートひまわり

三 代表者の氏名 佐々木 美智子

四 主たる事務所の所在地 東京都板橋区常盤台一丁目五番十号

五 定款に記載された目的 この法人は、生活の生涯を通して地域の人々が相互扶

助、協力、補完し合い個人、家庭、地域にあつてより豊かでありたいと生活を目指して、生活相談支援活動をはじめ地域文化、社会教育の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日 平成二十八年四月八日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人成年後見サービスやすらぎ

三 代表者の氏名 中野 美紀男

四 主たる事務所の所在地 東京都東久留米市本町二丁目十四番二十九号

五 定款に記載された目的 この法人は、障害者及び高齢者 (以下、「障害者等」とする。) 特に障害者等とその家族に対して、成年後見制度の普及と人権の擁護及び財産管理等に関する事業を行うとともに、様々な福祉サービスを充実させ障害者等が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日 平成二十八年四月八日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ポジティブプラネットジャパン

三 代表者の氏名 VERDIER ROBERT JEAN HENRI (ヴェルディエ・ロベール・ジャン・アンリ)

四 主たる事務所の所在地

東京都港区虎ノ門五丁目三番二十号 仙石山アネック
ス三〇九

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、貧困に苦しむ人々が夢と希望を持ち、持続可能な発展を実現するための、貧困層・低所得者向け小規模金融であるマイクロファイナンスに関する普及啓発、調査研究、支援事業を行うことにより、世界の貧困削減に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年四月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ウォーターズ・リバイタルプロジェクト

エクト

三 代表者の氏名

水谷 要

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区恵比寿西二丁目二十一番三一五〇二号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、河川の保全活動と地域の活性化のために、ゴミ收拾をはじめとした定期的な清掃、河川に関する生態・水質等の調査研究、検定等による環境教育の推進、河川をはじめとした自然保護の普及啓発に関する事業を通じて、バランスの崩れた川を復元し、地域の生活環境と自然環境の改善に努めることで、人と自然の調和がとれた環境社会づくりに寄

与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。
平成二十八年六月十五日

東京都知事 舩 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十八年四月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人江戸芸かっぱれ粋人会

三 代表者の氏名

中川 雅子

四 主たる事務所の所在地

東京都江戸川区西小岩四丁目十番五号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、伝統文化、伝統芸能等についての調査、研究及び情報の提供に関する事業、伝統文化、伝統芸能の普及・啓発を目的とした各種講演会、イベント等の企画、開催に関する事業等を行い、社会教育の推進と文化の振興を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年四月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人介護サポーターズ国分寺

三 代表者の氏名

木田 マサ子

四 主たる事務所の所在地

東京都国分寺市並木町一丁目二十三番地五十八

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢化が進む地域社会に必要な介護支援に関する事業を行い、介護支援を必要としている地域の人およびその家族のための安全安心の地域づくりを目的とする。
なお、本条でいう「介護支援」とは、介護保険制度に限定されるものではなく、市民生活全般における生活支援を含むものとする。以下の各条でも同じ。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年四月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人Sports Assistants

三 代表者の氏名

吉田 政樹

四 主たる事務所の所在地

東京都西東京市泉町三丁目十二番二十五号 パスレル保谷二F

五 定款に記載された目的

この法人は、スポーツを中心に子どもたちが心身とも

に成長するきっかけの付与を図るとともに、世代を問わず健康的で楽しく身体を動かすことのできる環境づくり、ならびに健康増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十八年四月八日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 A B I J a p a n

三 代表者の氏名
塩光 順

四 主たる事務所の所在地
東京都新宿区大京町十二番地三 二〇一号

五 定款に記載された目的
この法人は、ウガンダ、マラウイを始めとしたアフリカ地域において現地での起業支援や日本企業とのビジネス交流を行い、ビジネス教育を支援することによって、アフリカの国々に稼ぐ力を備えた企業やビジネスマンを育て、これらの国々における真の経済活動の活性化に資することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十八年四月十一日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人介護する人駆け込み寺

三 代表者の氏名
山本 琢司

四 主たる事務所の所在地

東京都調布市西つつじヶ丘一丁目四十六番地十六ヒルズカモシダ二〇三号室

五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や障がい者(児)の介護、育児をしている一般市民を対象とし、介護をしている人が、孤立し、悩まないですむように、いつでも二四時間、三六五日、相談できるようにする。そして、介護をする人が、快適な環境で、家族のために、介護できる環境を整え、介護される人も、介護する人も、安心して、健やかに、介護をしていける環境づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

市街地再開発組合の理事長の変更について
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により道玄坂一丁目駅前地区市街地再開発組合から次に掲げる者に理事長を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。
平成二十八年六月十五日

一 氏名
小師 一之

東京都知事 舩 添 要 一

二 住所
埼玉県越谷市大成町二丁目二百十五番地九

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年六月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
住所及び氏名

東村山市久米川町三丁目十五番四十六及び十六番七
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

三鷹市野崎三丁目三百六十六番四及び三百六十八番十一
国分寺市本多五丁目二十六番四十号
株式会社リガード
代表取締役 内藤 智明

東村山市廻田町四丁目二十七番六及び同番五十八から同番六十一まで
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

調布市多摩川六丁目三十四番二から同番五まで及び同番七
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

府中市若松町一丁目十三番五、武蔵野市吉祥寺本町一丁目同番九及び同番四十一から同番四十三まで
アグレ都市デザイン株式会社
代表取締役 大林 竜一

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。
平成二十八年六月十五日

東京都知事 舩 添 要 一

一 店舗名
ドリーム1号館

二 店舗所在地
中野区鷺宮一丁目十七番三号

三 設置者名
大野 泰弘

四 意見

ア 聴取者
中野区長

イ 概要
意見なし

ウ 収受日
平成二十八年五月十七日

五 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間
平成二十八年六月十五日から同年七月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号
113-0001

